

職員退職金支給規程

改正 平成25年4月1日

(総則)

第1条 学校法人沖縄科学技術大学院大学学園（以下「学園」という。）における雇用契約に任期の定めのない職員（ただし、テニユアを付与された教員を除く。以下「定年制職員」という。以下同じ。）に対する退職金は、退職手当及び弔慰金とし、その支給については、この規程の定めるところによる。

(退職手当の支給基準)

第2条 退職手当は、定年制職員が退職した場合には、その者に、定年制職員が死亡した場合には、その遺族に支給する。ただし、定年制職員が次の各号の一に該当する場合には、退職手当は支給しない。

- (1) 勤続6月未満の退職
- (2) 懲戒処分による免職
- (3) 禁固以上の刑に処せられたことによる退職

(退職手当の額)

第3条 定年制職員が退職し、又は死亡した場合には、退職し、又は死亡した日における本給月額に、次の各号の区分に従い、当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額に100分の87を乗じて得た額を支給する。ただし、各号の合計額が本給月額の100分の5,500を超えるときは、本給月額の100分の5,500に100分の87を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続5年までの期間については、勤続1年につき100分の100
- (2) 勤続5年を超え10年までの期間については、勤続1年につき100分の140
- (3) 勤続10年を超え20年までの期間については、勤続1年につき100分の180
- (4) 勤続20年を超え30年までの期間については、勤続1年につき100分の200
- (5) 勤続30年を超える期間については、勤続1年につき100分の100

(退職手当の増額)

第4条 定年制職員が次の各号の一に該当する場合には、前条の規定により計算して得た額に、退職した日における本給月額に100分の500以内の割合を乗じて得た額に100分の87を乗じて得た額を加算することができる。

- (1) 傷病によりその職に堪えず退職した場合、死亡した場合又は定員の削減のため若しくは組織の改廃により配置転換が困難なため退職させられた場合
- (2) 勤続10年以上であって定年により退職した場合又は勤続15年以上であって職務上特に功労のあった場合
- (3) 前2号に準ずる特別の事由により退職した者であって、特に増額の必要があると認められた場合

(退職手当の減額)

第5条 定年制職員が次の各号の一に該当する場合には、第3条の規定により計算して得た額から当該額に100分の50以内の割合を乗じて得た額を減額することができる。

- (1) 自己の都合による退職（出産若しくは婚姻又は前条の規定に該当する場合を除く。）
- (2) 勤務成績が著しく不良のための退職
- (3) 第2条第2号に規定する事由に準ずる事由による退職

(起訴中に退職した場合の退職手当の取扱)



第6条 定年制職員が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したときは、その際退職手当は支給しない。ただし、禁固以上の刑に処せられなかったときは、第3条から前条までの規定により計算して得た額を退職手当として支給する。

(勤続期間の計算)

第7条 退職手当の算定の基準となる勤続期間の計算は、定年制職員となった日の属する月から退職し、又は死亡した日の属する月までの年月数による。ただし、当該期間のうちに次の各号に該当する期間があるときは、100分の50の割合を除算する。

- (1) 刑事事件に関して起訴されたことによる休職期間
- (2) 停職期間
- (3) 私傷病による休職期間
- (4) 育児休業期間及び介護休業期間
- (5) その他別に定める特別の事由に該当する期間

(国等の機関への出向職員に関する特例)

第8条 定年制職員のうち、理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて次に掲げる機関（以下「国等の機関」という。）に使用される者（以下「国家公務員等」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等となった場合には、第2条の規定にかかわらず、退職手当は支給しない。

- (1) 国
- (2) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人
- (3) 地方公共団体（退職手当に関する条例において、職員が理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。）
- (4) 国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等

2 前項に定める退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職（その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。）した後、引き続いて再び定年制職員となった者の勤続期間の計算については、先の定年制職員としての勤続期間の始期から後の定年制職員としての勤続期間の終期までの期間は、定年制職員としての引き続いた勤続期間とみなす。

(国等の機関からの出向職員に対する特例)

第9条 国家公務員等が、国等の機関の要請に応じ、引き続いて定年制職員となるため退職し、かつ、引き続いて定年制職員となった場合におけるその者の定年制職員としての引き続いた勤続期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた勤続期間等を含むものとする。

- 2 前項に規定する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、第2条の規定にかかわらず、退職手当は支給しない。
- 3 国等の機関に使用される者が、その身分を保有したまま引き続いて定年制職員となった場合におけるその者の勤続期間の計算については、定年制職員としての勤続期間はなかったものとみなす。

(弔慰金)

第10条 定年制職員が死亡した場合においては、その者が死亡した日における本給月額に100分の400の割合を乗じて得た額を弔慰金としてその遺族に支給する。

(退職金の支給)

第11条 退職金は、法令及び学園と職員の代表者とが締結した給与控除に関する協定により、退職金から控除すべき額を控除し、その残額を、特別の事由のある場合を除き、支給事由の発生した日から1月以内に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第12条 第2条及び第10条に規定する遺族の範囲及び退職金を受け取る順位は、次の各号に規定するところによる。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、定年制職員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で、定年制職員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持し、又は生計を共にしていた者

(3) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前号に該当しない者

2 前項第2号又は第3号の規定中、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にし、その他の親族については、職員との親等の近い者を先順位とする。

3 退職金の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(端数の処理)

第13条 この規程の定めるところによる退職金の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

## 附 則

第1条 この規程は、平成23年11月1日から適用する。

第2条 沖縄科学技術大学院大学学園法(平成21年法律第76号)附則第3条第1項の規定により、旧独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構(以下「機構」という。)から学園へ引き続き定年制職員として身分を承継された者の機構の定年制職員として引き続いた在職期間については、学園の定年制職員として在職したものとみなして取り扱うものとする。

第3条 この規程は、当分の間、国家公務員等が、国等の機関の要請に応じ、引き続いて学園の職員となるため国等の機関を退職し、かつ、引き続いて雇用契約に任期の定めのある学園の職員となった場合において当該職員に準用する。この場合において、第3条、第4条及び第10条中「本給月額」とあるのは、「年俸月額に定年制職員給与規程第24条第2項及び第3項の定める期末手当の額の算定方法等を勘案して理事長が個々に定める率を乗じて算定する本給月額相当額」と読み替えるものとする。

第4条 定年制職員のうち、平成24年4月1日付で給与を年俸で支給することとなった職員については、本規定中、「本給月額」とあるのは「年俸に16分の1を乗じた額」と読み替えるものとする。

## 附 則 (平成25年4月1日)

第1条 この規程は、平成25年4月1日から適用する。

第2条 改正後の第3条及び第4条の規定の適用については、同条中「100分の87」とあるのは、施行日から平成25年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。